

医療機関の具体的対応方針の協議について

令和5年(2023年)9月5日第11回阿蘇地域医療構想調整会議

- 今般、令和4年3月24日付け厚生労働省医政局長通知において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が認識されたことや、医師の時間外労働の上限規制を遵守しながら、同時に地域の医療提供体制の維持・確保を行うためには、地域全体での質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の確保を図る取組みを進めることが重要であることに追加的に留意し、2022年度(令和4年度)及び2023年度(令和5年度)において具体的対応方針の策定や検証・見直しを行うこととされた。
- これまで公立・公的・民間医療機関においては、2025年を見据え、構想区域において担うべき医療機関としての役割や、医療機能ごとの病床数を含んだ具体的対応方針を検討いただき、それぞれの地域調整会議で協議・合意いただいていたところ。



令和4年度の具体的な取組み

- 本県では、まず、「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証(令和元年度)」の対象となった医療機関^{※1}の具体的対応方針の検証を引き続き進め、地域調整会議で協議する。

※1：協議未了の熊本市立植木病院、宇城市民病院、国立病院機構熊本南病院、小国公立病院

- 上記以外の公立・公的医療機関、民間病院及び有床診療所については、追加的に示された留意事項を踏まえ具体的対応方針の検証(公立病院は「公立病院経営強化プラン」の策定)に着手する。
検証後、平成30年度以降実施してきた協議の進め方^{※2}に沿って、地域調整会議において決定する協議方法・協議順序に基づき、令和5年度にかけて順次協議を行う。

※2：「政策医療を担う中心的な医療機関等」は統一様式により、その他の民間病院及び有床診療所については、地域調整会議で決定する方法(病床機能報告結果を一覧にした資料により一括して協議する等)により協議する。(P19,20参照)

協議順序

令和4年度

令和5年度

地域調整会議

8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

11/1
第1回
会議

3/16
第2回
会議

①~②

8~9月
第1回
会議

③

2月ごろ
第2回
会議

④

①再検証要請対象医療機関

- ・小国公立病院

②公的医療機関等及び公立病院(①を除く)

- ・阿蘇医療センター

③民間病院(①を除く)

- ・阿蘇温泉病院
- ・阿蘇立野病院
- ・大阿蘇病院

④有床診療所

- ・市原胃腸科外科
- ・眼科古嶋医院、
- ・坂梨ハートクリニック
- ・問端内科

協議方法

- 政策医療を担う中心的な医療機関等(①~③)は統一様式を用いて協議する。
- その後、有床診療所(④)は、一覧表を用いて協議する。